

## 交通機関ごとの回数券等の割引率

令和8年4月1日適用

	交通機関名	回数券等の割引率	備考
バス	西鉄バス及び 関連会社バス	—	令和3年4月1日以降
	J Rバス	—	令和8年4月1日以降
	昭和バス	—	令和3年10月1日以降
	堀川バス	—	令和5年3月1日以降
	北九州市営バス	—	令和3年7月1日以降
鉄道等	西日本鉄道	—	令和3年8月1日以降
	J R九州	—	令和3年7月1日以降
	J R西日本 (博多南線)	—	令和4年10月1日以降
	地下鉄	—	令和7年10月1日以降
	北九州モノレール	—	令和3年7月1日以降
	甘木鉄道	10回／11回	
	平成筑豊鉄道	—	令和7年10月1日以降
	筑豊電気鉄道	—	令和3年4月1日以降

※ 上記以外の交通機関の割引率及び新幹線鉄道等の特別加算額を算定する際の割引率は、認定権者において個別に算定してください。